

監査報告第4号

平成27年3月10日

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 向 江 英 雄

監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第167号）第199条第2項及び第4項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査

2 対象部課

都市整備部【都市計画課・建築住宅課・道路公園課】

3 対象期間

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 実施期間

平成26年12月26日から平成27年1月30日まで

5 実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかと

いう点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定にのっとりなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に、個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金等の保管について

現金、通帳及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入事務について

収納又は徴収が適切に行われているか。

(5) 支出事務について

資金前渡の精算が適切に行われているか。

(6) 旅費について

① 出張命令簿への記入や押印の不備はないか。

② 旅費の精算が適切に行われているか。

(7) 備品の管理について

備品台帳の整理等が適切に行われているか。

(8) 契約事務について

① 工事契約、委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当かどうか。

② 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(9) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置されているか。

(10) 補助金・交付金等の交付について

- ① 目的及び補助額が適切に設定されているか。
- ② 申請及び決定等の事務処理が適正に行われているか。

(11) 負担金の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(12) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について

- ① 目的及び使用料が適切に設定されているか。
- ② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(13) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

(14) 公の施設における指定管理者の業務執行状況について

- ① 法令及び協定に基づき適切に業務が執行されているか。
- ② 利用料金制度を適用している場合、法令等に基づき手続が適切に行われているか。

(15) 公金外現金の取扱いについて

- ① 取扱いの方法等について、要綱等により整理されているか。
- ② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。

7 対象事務

(1) 都市計画課

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 備品管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 附属機関等について
- ⑦ 補助金・交付金等の交付について
- ⑧ 負担金等の支出について
- ⑨ 特定事務の状況について（都市計画関連事務事業）
屋外広告物許可の状況について
- ⑩ 公金外現金の取扱いについて

(2) 建築住宅課

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 収入・支出事務について

- ③ 旅費について
- ④ 契約事務について
- ⑤ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借の状況について
- ⑥ 特定事務の状況について（市営住宅管理事務事業）
 - ア 市営住宅の入居決定について
 - イ 家賃・駐車場使用料等の減免について

(3) 道路公園課

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 収入・徴収・支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 契約事務について
- ⑤ 補助金等の交付について
- ⑥ 負担金等の支出について
- ⑦ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借の状況について
- ⑧ 特定事務の状況について
（土地取得事業・樫井若宮神社 1 号線用地買収事業・笠松末広線整備事業・公園施設管理事業）
 - ア 用地買収及び取得状況について
 - イ 公園使用料（利用料金）の減免について
- ⑨ りんくう中央公園における指定管理者の業務執行状況について（公園施設管理事業）

第 2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 都市計画課

おおむね適正に処理されていた。

2 建築住宅課

市営住宅駐車場管理委託業務契約において、契約書に記載する契約金額（月額）を誤ったまま契約を締結していた。

その他の事項については、おおむね適正に処理されており、事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

3 道路公園課

- (1) 公園施設管理事業における業務委託契約に係る起案文書に、随意契約理由、根拠を記載していないものがあった。

- (2) りんくう中央公園の管理運営に関する協定書第27条で指定管理者が作成するとされている緊急時対策、防犯・防災対策についてのマニュアルが作成されていなかった。
- (3) りんくう中央公園事務所建物内に指定管理者が設置している自動販売機について、都市公園法に基づく手続が行われていない。
- (4) その他の事項については、おおむね適正に処理されており、事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

第3 意見

1 建築住宅課

契約の締結に当たっては、金額をはじめ記載事項に誤りがないよう、契約内容の確認を複数の職員で行うなどの措置を講じられたい。

2 道路公園課

- (1) 随意契約を行うに当たっては、随意契約の理由及び根拠を確認の上、起案文書に記載し、適切な決裁を行うようにされたい。
- (2) 指定管理者が行う業務について、協定書や仕様書などと照合し、不備があれば是正を指示するなど、形式的な確認とならないようにされたい。
- (3) りんくう中央公園事務所建物内に指定管理者が設置している自動販売機については、指定管理者の依頼に基づき市が設置を承認している状況であるが、本来、手続としては、都市公園法第5条の規定に基づき、泉佐野市公園条例第6条の2に規定する公園施設許可申請書の提出を求め、許可すべきものである。今後も引き続き自動販売機の設置を継続する場合は、法令に規定する手続を行うようにされたい。